

（日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百六十七年三月十四日にパリで署名された日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定（以下「協定」という。）及び同日付けの協定の規定の適用範囲に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の交換公文（以下「千九百六十七年の交換公文」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、日本国政府に代わって千九百六十七年の交換公文に対する次の改正を提案する光栄を有します。

1 千九百六十七年の交換公文の2の規定は、この書簡及び貴事務総長の返簡によって構成される日本国政府と経済協力開発機構との間の合意が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について

て同機構が日本国民に対して支払う給与及び手当については、適用されなくなる。

2 千九百六十七年の交換公文に次の3及び4を加える。

3 (a) 協定によつて与えられる特権及び免除は、阻害されることのない経済協力開発機構の機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

(b) 経済協力開発機構は、同機構の規則に従い、(a)の特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。

(c) 経済協力開発機構は、(a)の特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本国政府と協議する。

4 日本国政府及び経済協力開発機構は、特権及び免除の範囲の観点から協定を最新のものとするることについての協議を継続する。

本使は、更に、前記の提案が経済協力開発機構にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び貴事務総長の返簡が日本国政府と同機構との間の合意を構成し、その合意が、日本国政府がその合意の効力発生

のために必要とされる国内手続を完了した旨を同機構に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴事務総長に向かって敬意を表します。

(経済協力開発機構側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本事務総長は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本使は、千九百六十七年三月十四日にパリで署名された日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定（以下「協定」という。）及び同日付けの協定の規定の適用範囲に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の交換公文（以下「千九百六十七年の交換公文」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、日本国政府に代わって千九百六十七年の交換公文に対する次の改正を提案する光栄を有します。

1 千九百六十七年の交換公文の2の規定は、この書簡及び貴事務総長の返簡によって構成される日本国政府と経済協力開発機構との間の合意が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について同機構が日本国民に対して支払う給与及び手当については、適用されなくなる。

2 千九百六十七年の交換公文に次の3及び4を加える。

3 (a) 協定によつて与えられる特権及び免除は、阻害されることのない経済協力開発機構の機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

(b) 経済協力開発機構は、同機構の規則に従い、(a)の特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。

(c) 経済協力開発機構は、(a)の特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本国政府と協議する。

4 日本国政府及び経済協力開発機構は、特権及び免除の範囲の観点から協定を最新のものとする事について協議を継続する。

本使は、更に、前記の提案が経済協力開発機構にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び貴事務総長の返簡が日本国政府と同機構との間の合意を構成し、その合意が、日本国政府がその合意の効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨を同機構に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずる

ものとすることを提案する光栄を有します。

本事務総長は、更に、経済協力開発機構が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が同機構と日本政府との間の合意を構成し、その合意が、日本政府がその合意の効力発生のため必要とされる国内手続を完了した旨を同機構に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとすることを同機構に代わって確認する光栄を有します。

本事務総長は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。